防地地第１１６１８号
令 和 ３ 年 ７ 月 １ 日

各地方防衛局長　殿

地方協力局長
（公印省略）

防衛施設周辺防音事業に係る音響の強度及び頻度の測定等に関する訓令の別に定める区域について（通知）

防衛施設周辺防音事業に係る音響の強度及び頻度の測定等に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第８８号）第２条第２項第２号の別に定める区域を下記のとおり定めたので通知する。

記

１　防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成１９年防衛省訓令第１２１号）別表第２の２適用基準（次項において「適用基準」という。）に定める音響の強度及び頻度が１級の基準を満たしているとみなすことができる区域は、住宅防音工事の標準仕方等について（地防第３６０８号。２２．３．２９）により設定された工法区分線の内側の区域とする。

２　適用基準に定める音響の強度及び頻度が２級の基準を満たしているとみなすことができる区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和４９年法律第１０１号）第４条に規定する第一種区域のうち前記１に定める区域を除いた区域とする。